
平成30年度

市民企画事業補助金

審査結果のまとめ

平成30年6月

八王子市

目 次

1	審査結果総括表	1
2	採択事業一覧表	2
3	評価及び審査結果	
	(1) A 活動支援部門	3
	(2) B 事業実施部門	6
4	審査	
	(1) 審査方法	14
	(2) 審査フロー	16
5	参考資料	
	(1) 市民企画事業補助金申請事業評価会議 参加者名簿・開催状況	18
	(2) 市民企画事業補助金交付要綱	19
	(3) 平成 30 年度補助対象事業募集要項	23
	(4) 市民企画事業補助金申請事業評価会議開催要綱	27
	(5) 応募事業に関連する市の事業担当課一覧	28

平成30年度市民企画事業補助金 審査結果総括表

部 門	件 数		金額(円)	予算額(円)	予算額－補助予定金額(円)	備 考
A 活動支援部門	新規	応募	6	600,000		
		審査期間中に 取下げのあったもの	1	100,000		
		採択したもの	3	300,000		
		不採択としたもの	2	200,000		
	継続	応募	1	100,000		
		採択したもの	1	100,000		
		不採択としたもの	—	—		
	小計	応募	7	700,000		
		審査期間中に 取下げのあったもの	1	100,000		
		採択したもの	4	400,000		
		不採択としたもの	2	200,000		
	B 事業実施部門	新規	応募	9	5,211,000	
採択したもの			5	3,246,000		
不採択としたもの			4	1,965,000		
継続		応募	3	1,690,000		
		採択したもの	3	1,690,000		
		不採択としたもの	—	—		
小計		応募	12	6,901,000		
		採択したもの	8	4,936,000		
		不採択としたもの	4	1,965,000		
合 計	応募	19	7,601,000	8,000,000	399,000	
	審査期間中に 取下げのあったもの	1	100,000			
	採択したもの	12	5,336,000	8,000,000	2,664,000	
	不採択としたもの	6	2,165,000			

採択事業一覧表（新規事業）

A 活動支援部門			
受付番号	事業名	団体名	30年度補助金 交付予定額(円)
A-新-1	外国人の支援・交流事業	NPO法人 八王子国際交流センター	100,000
A-新-3	一緒に遊ぼう！一緒に創ろう！みはらしプレーパーク@八王子	みはらしプレーパークの会	100,000
A-新-6	八王子の歴史紙芝居制作事業	八王子市郷土資料館ガイドボラン ティア 紙芝居会	100,000
B 事業実施部門			
受付番号	事業名	団体名	30年度補助金 交付予定額(円)
B-新-3	地域食堂の立ち上げ	団地応援隊	1,000,000
B-新-4	自助具製作・普及による肢体不自由者・高齢者の自立促進活動 の活性化	八王子自助具工房フレンズ	400,000
B-新-6	みんなのハロウィン(街を知り商店と繋がれる周遊型イベント)	みんなのハロウィン実行委員会	1,000,000
B-新-7	高齢者のための八王子ニュータウン地域住民主体のノルディック ウォーキング介護予防事業	特定非営利活動法人 ヒューマンサポートネット	346,000
B-新-9	地域の自然資源を活かした里山体験教室事業	特定非営利活動法人 小津倶楽部	500,000

採択事業一覧表（継続事業）

A 活動支援部門			
受付番号	事業名	団体名	30年度補助金 交付予定額(円)
A-②-1	難病を元気にする！！(難病カフェ ラ・フェルマータ)	特定非営利活動法人 難病ネットワーク	100,000
B 事業実施部門			
受付番号	事業名	団体名	30年度補助金 交付予定額(円)
B-②-1	八王子市 犬猫殺処分ゼロミッション 保護活動事業	「津久井・橋本・八王子」犬猫の会	800,000
B-②-2	説経節研究 十代目薩摩若太夫CD集の刊行	説経節の会	250,000
B-③-1	HACHIDORI ～HACHIOJI ROCK DREAM	HACHIDORIフェスティバル 実行委員会	640,000

A 活動支援部門 採択事業 評価及び審査結果（得点順）

区分	新規	団体名	みはらしプレーパークの会			
事業名	一緒に遊ぼう！一緒に創ろう！みはらしプレーパーク@八王子					
事業費	150,000 円		補助金要望額		100,000 円	
事業概要	宇津貫緑地を拠点に、未就学児から小学生の子どもを対象に自然の中で自由に遊ぶことができる場を提供するとともに、子どもたちの親を運営する担い手として育成を図る。					
評価	評価項目	公益性		期待度		補助金交付の必要性を有りとした評価委員数
	各項目における得点数 (7名の委員が0~4点で採点)	28点 満点中	26 点	28点 満点中	24 点	
	合計得点数	56点 満点中	50 点		7名中	7 名
審査	順位	1 位	採 択	可	補助予定額	100,000 円
評価会議の 意見・要望	活動の継続性を担保するため、事故発生時の対応について日頃から準備しておくとともに、父親の参加を含めたリーダーの育成を図ることで、地域社会からの理解を得られるよう要望します。					

区分	新規	団体名	八王子市郷土資料館ガイドボランティア 紙芝居会			
事業名	八王子の歴史紙芝居制作事業					
事業費	100,000 円		補助金要望額		100,000 円	
事業概要	八王子の歴史について市民に理解を深めてもらうため、郷土資料館で月1回紙芝居会を上演するとともに、新作の紙芝居を制作する。					
評価	評価項目	公益性		期待度		補助金交付の必要性を有りとした評価委員数
	各項目における得点数 (7名の委員が0~4点で採点)	28点 満点中	22 点	28点 満点中	23 点	
	合計得点数	56点 満点中	45 点		7名中	7 名
審査	順位	2 位	採 択	可	補助予定額	100,000 円
評価会議の 意見・要望	より多くの市民に周知できるよう、紙芝居の上演を映像化したり、八王子コミュニティ活動応援サイト「はちコミねっと」に団体登録し情報発信するなどの工夫を図ることを要望します。					

区 分	継続・2回目	団体名	特定非営利活動法人難病ネットワーク			
事業名	難病を元気にする！！（難病カフェ ラ・フェルマータ）					
事業費	138,750 円		補助金要望額		100,000 円	
事業概要	難病患者やその家族を地域で支える意識を高めるため、当事者を含め広く市民を対象とした「参加型 難病カフェ」を開催する。					
評 価	評価項目	公益性		期待度		補助金交付の必要性を有りとした評価委員数
	各項目における得点数 (7名の委員が0~4点で採点)	28点 満点中	21 点	28点 満点中	24 点	
	合計得点数	56点 満点中	45 点		7名中 7 名	
審 査	順位	2 位	採 択	可	補助予定額	100,000 円
評価会議の 意見・要望	特段の意見等はありません。					

区 分	新規	団体名	NPO法人八王子国際交流センター			
事業名	外国人の支援・交流事業					
事業費	185,000 円		補助金要望額		100,000 円	
事業概要	外国人が地域社会で安心して暮らすことができるよう、主に八王子市内に居住する外国人に対し、日本語教室やよろず相談の受付を行う。					
評 価	評価項目	公益性		期待度		補助金交付の必要性を有りとした評価委員数
	各項目における得点数 (7名の委員が0~4点で採点)	28点 満点中	17 点	28点 満点中	14 点	
	合計得点数	56点 満点中	31 点		7名中 6 名	
審 査	順位	4 位	採 択	可	補助予定額	100,000 円
評価会議の 意見・要望	事業費の経費配分のバランスについて、工夫することを要望します。					

A 活動支援部門 不採択事業 (応募受付順)

区分	新規	団体名	畑会	
事業名	畑から始まる食育と消費者との繋がり			
事業費	437,500 円		補助金要望額	100,000 円
事業概要	親子で野菜の植付けから収穫までの農業体験を、農家の指導を受けながら行うことで、消費者と生産者との繋ぐ機会を提供するとともに食育を推進する。			
評価会議の意見	事業の内容や対象者について絞りきれしておらず、計画にも不明瞭な点が見受けられ、補助対象として採択する基準に満たなかったことから、不採択とします。			

区分	新規	団体名	一般社団法人 ブルーミング・ママ 八王子支部	
事業名	乳幼児ママの育児ライフ応援『ママ解放区*ツキイチ交流会』			
事業費	190,000 円		補助金要望額	100,000 円
事業概要	八王子駅付近の市施設（クリエイトホール）で、月1回子育て中の母親たちが集まり情報交換を行う場を設けることで、子育ての悩みや不安感の解消を目指す。			
評価会議の意見	同様の事業を既に市が実施しており独自性が見受けられないとともに、イベント1回あたりの定員が少数と、地域の課題解決や広く市民の利益につながる「公益性」の面で効果に疑問があり、また、補助対象として採択する基準に満たなかったことから、不採択とします。			

※ 不採択事業の評価・審査内容については、該当団体に個別に通知しています。

B 事業実施部門 採択事業 評価及び審査結果（得点順）

区分	新規	団体名	特定非営利活動法人小津倶楽部					
事業名	地域の自然資源を活かした里山体験教室事業							
事業費	1,000,000 円		補助金要望額		500,000 円			
事業概要	豊かな自然資源が残る本市西部に位置する小津町において、都市部と中山間地域との人的交流や地域住民主体のまちづくりを図るため、里山体験型ワークショップを開催する。							
評価	評価項目	公益性		計画性		ニーズの高さ	創意工夫	補助金交付の必要性を有りとした評価委員数
	各項目における得点数 (7名の委員が0~4点で採点)	28点満点中 26点	28点満点中 25点	28点満点中 21点	28点満点中 23点			
	合計得点数	112点満点中		95		点		7名中 7名
審査	順位	1位	採択	可		補助予定額	500,000 円	
評価会議の意見・要望	特段の意見等はありません。							

区分	継続・3回目	団体名	HACHIDORI フェスティバル実行委員会					
事業名	HACHIDORI ~HACHIOJI ROCK DREAM							
事業費	4,640,000 円		補助金要望額		640,000 円			
事業概要	中心市街地の複数のライブハウスを会場として、周辺の飲食店等を回遊する仕組みを取り入れたロックフェスティバルを開催する。							
評価	評価項目	公益性		計画性		ニーズの高さ	創意工夫	補助金交付の必要性を有りとした評価委員数
	各項目における得点数 (7名の委員が0~4点で採点)	28点満点中 22点	28点満点中 22点	28点満点中 22点	28点満点中 26点			
	合計得点数	112点満点中		92		点		7名中 7名
審査	順位	2位	採択	可		補助予定額	640,000 円	
評価会議の意見・要望	学生ボランティアを企画・準備段階から活用することで、学園都市としての特性を活かしていくとともに、協賛金やグッズ収入など新たな資金の確保を要望します。							

区 分	新規	団体名	みんなのハロウィン実行委員会							
事業名	みんなのハロウィン（街を知り商店と繋がれる周遊型イベント）									
事業費	2,315,784 円		補助金要望額		1,000,000 円					
事業概要	八王子駅周辺において、子どもを対象としたイベントを開催することで商店街の活性化を図るとともに、転入してきた子育て中のファミリー層に地域情報を提供することで地域活動への参加のきっかけをつくり、地域コミュニティの形成につなげる。									
評 価	評価項目	公益性		計画性		ニーズの高さ		創意工夫		補助金交付の必要性を有りとした評価委員数
	各項目における得点数 (7名の委員が0~4点で採点)	28点 満点中	23 点	28点 満点中	22 点	28点 満点中	21 点	28点 満点中	22 点	
	合計得点数	112点 満点中		88 点				7名中		
審査	順位	3 位	採 択	可		補助予定額		1,000,000 円		
評価会議の 意見・要望	特段の意見等はありません。									

区 分	継続・2回目	団体名	説経節の会							
事業名	説経節研究 十代目薩摩若太夫CD集の刊行									
事業費	750,000 円		補助金要望額		250,000 円					
事業概要	説経節の保存・継承・発展につなげるため、音源を編集しCD集として刊行する。									
評 価	評価項目	公益性		計画性		ニーズの高さ		創意工夫		補助金交付の必要性を有りとした評価委員数
	各項目における得点数 (7名の委員が0~4点で採点)	28点 満点中	22 点	28点 満点中	22 点	28点 満点中	16 点	28点 満点中	23 点	
	合計得点数	112点 満点中		83 点				7名中		
審査	順位	4 位	採 択	可		補助予定額		250,000 円		
評価会議の 意見・要望	特段の意見等はありません。									

区分	新規	団体名	団地応援隊							
事業名	地域食堂の立ち上げ									
事業費	6,050,000 円			補助金要望額			1,000,000 円			
事業概要	高齢化率が高い館ヶ丘団体内の空き店舗を改修して地域食堂を開設し、お弁当の販売・配食を行うことで、団地住民の健康維持や見守り活動を行う。									
評価	評価項目	公益性		計画性		ニーズの高さ		創意工夫		補助金交付の必要性を有りとした評価委員数
	各項目における得点数 (7名の委員が0~4点で採点)	28点満点中	20点	28点満点中	17点	28点満点中	19点	28点満点中	20点	
	合計得点数	112点満点中		76点						7名中 6名
審査	順位	5位	採択	可		補助予定額		1,000,000 円		
評価会議の意見	地域食堂の開設・運営にあたっては、関係法令を遵守してください。									

区分	新規	団体名	特定非営利活動法人ヒューマンサポートネット							
事業名	高齢者のための八王子ニュータウン地域住民主体のノルディックウォーキング介護予防事業									
事業費	692,408 円			補助金要望額			346,000 円			
事業概要	高齢化率が高い住宅地において、理学療法士などの医療従事者と参加者の症状に合わせて開発したプログラムを活用し、介護予防を目的としたノルディックウォーキングを行う。									
評価	評価項目	公益性		計画性		ニーズの高さ		創意工夫		補助金交付の必要性を有りとした評価委員数
	各項目における得点数 (7名の委員が0~4点で採点)	28点満点中	19点	28点満点中	19点	28点満点中	19点	28点満点中	17点	
	合計得点数	112点満点中		74点						7名中 7名
審査	順位	6位	採択	可		補助予定額		346,000 円		
評価会議の意見	特段の意見等はありません。									

区分	新規	団体名	八王子自助具工房フレンズ							
事業名	自助具製作・普及による肢体不自由者・高齢者の自立促進活動の活性化									
事業費	848,063 円			補助金要望額		400,000 円				
事業概要	肢体不自由者が日常生活を暮らしやすくするため、個々の症状に応じた自助具を作成する。									
評価	評価項目	公益性		計画性		ニーズの高さ		創意工夫		補助金交付の必要性を有りとした評価委員数
	各項目における得点数 (7名の委員が0~4点で採点)	28点満点中	21点	28点満点中	14点	28点満点中	18点	28点満点中	19点	
	合計得点数	112点満点中		72点				7名中		
審査	順位	7位	採択	可		補助予定額		400,000 円		
評価会議の意見・要望	医療機関と連携して、団体の認知度の向上を図るとともに、障害者にとって身近な場所で支援を受けられることは非常に重要なことであるため、継続して活動されることを期待します。									

区分	継続・2回目	団体名	「津久井・橋本・八王子」犬猫の会							
事業名	八王子市 犬猫殺処分ゼロミッション 保護活動事業									
事業費	2,430,000 円			補助金要望額		800,000 円				
事業概要	飼い主のいない犬猫の殺処分を無くすため、保護活動や新たな飼い主を探す譲渡会を行う。また、ペットビジネスの実態を市民に知ってもらうための啓発活動を行う。									
評価	評価項目	公益性		計画性		ニーズの高さ		創意工夫		補助金交付の必要性を有りとした評価委員数
	各項目における得点数 (7名の委員が0~4点で採点)	28点満点中	21点	28点満点中	18点	28点満点中	18点	28点満点中	15点	
	合計得点数	112点満点中		72点				7名中		
審査	順位	7位	採択	可		補助予定額		800,000 円		
評価会議の意見・要望	補助終了後も活動を継続していけるよう、新たな財源の確保に向けた取り組みを行うよう要望します。また、保健所や他の動物愛護団体との連携・情報交換を積極的に行うことで、自立に向けた方策を検討されることを要望します。									

B 事業実施部門 不採択事業（応募受付順）

区 分	新規	団体名	おもてなし国際協議会	
事業名	多摩グローバルフェスタ			
事業費	300,000 円		補助金要望額	150,000 円
事業概要	八王子市の海外友好交流都市「高雄市」がある台湾との交流を図るとともにおもてなし精神を養うため、台湾の歴史をテーマとした音楽演劇公演を実施する。			
評価会議 の意見	事業目的に対する手段に妥当性が感じられず、また「公益性」の面でその効果に疑問があることから、補助対象として採択する基準を満たさず、不採択とします。			

区 分	新規	団体名	八王子流鏝馬委員会	
事業名	八王子流鏝馬			
事業費	3,360,000 円		補助金要望額	1,000,000 円
事業概要	流鏝馬や武道の演舞を行うことで、近隣町会のコミュニティの希薄化を解消するとともに歴史・文化に触れる機会を提供する。			
評価会議 の意見	事業実施にあたっての安全対策が十分とはいえず、コミュニティの醸成に寄与する効果が不明瞭であり公益性に疑問があることから、補助対象として採択する基準を満たさず、不採択とします。			

区 分	新規	団体名	NPO法人情報ボランティアの会・八王子	
事業名	情報ボランティア養成講座@多摩ニュータウンによる市内東部地域のリーダー育成			
事業費	720,000 円		補助金要望額	360,000 円
事業概要	本市の東部に位置する多摩ニュータウン地域において、情報弱者に対し、様々な相談に応じることができる情報ボランティアを近隣の大学生の協力を得ながら育成する。			
評価会議 の意見	事業の内容や今後の展開についての計画に十分な具体性がなく、その効果についても不明瞭であることから、補助対象として採択する基準を満たさず、不採択とします。			

区 分	新規	団体名	NPO法人はちきたSC	
事業名	パラスポーツ普及事業			
事業費	910,000 円		補助金要望額	455,000 円
事業概要	運動不足に陥りがちな障害者にスポーツを楽しむ機会を提供する。			
評価会議 の意見	事業の対象が障害者個人ではなく、障害者団体の所属者のみとなっており、不特定多数の市民を対象としていないことから公益性に疑問があり、また実施競技や事業計画について具体性に欠けることから、補助対象として採択する基準を満たさず、不採択とします。			

※ 不採択事業の評価・審査内容については、該当団体に個別に通知しています。

审 查



1. 審査方法

応募事業について、事務局確認、予備評価、市民企画事業補助金申請事業評価会議による評価を基に審査し、補助金を交付すべき事業を決定します。

1. 事務局確認

事務局である市民活動推進部協働推進課が、応募書類について以下の点を確認するとともに、応募事業に関連する市の所管課を担当課として指定する。

- ①応募部門が適切であること
- ②事業及び団体についての応募要件を満たしていること
- ③提出書類に不備がないこと

2. 予備評価

応募事業に関連する市の担当課は、市政運営担当者の立場から、応募書類及び面接により以下の項目について確認及び評価を行う。

①確認項目

- ・ 当該年度に、市、国や他の地方自治体及びそれらの外郭団体（以下「市等」という。）で実施している他の財政的支援を受けていないこと、またその予定がないこと。
- ・ 市等との共催ではないこと。また、市等を含む実行委員会として実施する事業ではないこと。
- ・ 事業内容が法令等に違反していないこと。
- ・ 市が補助金を交付することについて問題がないこと。

②評価項目

ア 活動支援部門

- ・ 公益性
活動目的や内容が明確で、広く市民の利益となる公益性が認められるか。また、町会・自治会や住民協議会など、地域で活動する他団体と連携し得るもので、地域の課題解決に寄与するものか。
- ・ 期待度
将来、独自性や専門性を活かしたサービスの提供が期待できるか。

イ 事業実施部門

- ・ 政策合致性
実施効果が市の目指す方向性と一致しているか。
- ・ 計画性
事業内容、収支内容、実施体制などが適切か。具体的な効果が望めるか。
- ・ 八王子らしさ
八王子市のまちづくりに寄与するもので積極的に支援できるものか。八王子の歴史、伝統、文化、自然などを活かすものか。
- ・ 協働事業化の可能性
委託や共催など、補助金以外で市との協働事業として実施可能か。

3. 市民企画事業補助金申請事業評価会議による評価

① 活動支援部門の評価

応募書類、予備評価の結果等に基づき、以下の項目について5段階の採点を行う。「補助金交付の必要性」については、採点ではなく必要性「あり」、「なし」の判断とする。

評価項目	着 眼 点
公益性	活動目的や内容が明確で、広く市民の利益となる公益性が認められるか。また、町会・自治会や住民協議会など、地域で活動する他団体と連携し得るもので、地域の課題解決に寄与するものか。
期待度	将来、独自性や専門性を活かしたサービスの提供が期待できるか。
補助金交付の必要性	当該事業に対し、補助金を交付すべきか否か。

② 事業実施部門の評価

応募書類、予備評価の結果及び公開プレゼンテーションに基づき、以下の項目について5段階の採点を行う。「補助金交付の必要性」については、採点ではなく必要性「あり」、「なし」の判断とする。

評価項目	着 眼 点
公益性	活動目的や内容が明確で、広く市民の利益となる公益性が認められるか。また、町会・自治会や住民協議会など、地域で活動する他団体と連携し得るもので、地域の課題解決に寄与するものか。
計画性	事業内容、収支内容、実施体制などが適切か、具体的な効果が望めるか。継続事業の場合、支援を継続する必要があるか。
ニーズの高さ	市民のニーズが高いか。
創意工夫	独自の発想やノウハウ、専門性を持っているか。また可能性を秘めているか。
補助金交付の必要性	当該事業に対し、補助金を交付すべきか否か。

■公開プレゼンテーション

事業実施部門への応募事業を対象に、市民に公開で、応募団体自ら事業の説明を行うもの。各団体からの説明後、評価会議委員は説明で不明な点等について質疑を行う。

【公開プレゼンテーション(4月14日)当日の様子】



- 団体の発表に耳を傾ける傍聴者。傍聴者は「市民コメントシート」により、応募事業への意見や感想を提出することができる。

- B事業実施部門へ応募した団体、12団体がプレゼンテーションを行った。



2. 審査フロー

募集要項・応募書類配付開始: 2月7日～
募集記事 : 2月15日号広報に掲載

市民活動団体

応募

応募受付期間
平成30年2月7日～3月6日

< 評価 >

事務局確認(協働推進課)

A 活動支援部門・B 事業実施部門

応募要件を満たしているか、提出書類に不備はないかなど確認

応募団体

・応募書類の修正
または再提出
・取り下げ

(担当課振り分け)

予備評価(担当課確認・評価)

担当課面接(3月19日～23日)

応募書類及び面接による
事業内容等の確認・評価

(応募書類、予備評価結果送付)

評価会議参加者へ評価依頼

4月6日(金)

B事業実施部門の応募団体による

公開プレゼンテーション

4月14日(土)

市民参加

公開プレゼンテーションの傍聴及びコメントシートの提出

市民からの意見を送付

評価会議各参加者による評価
(評価シートの作成)

A 活動支援部門: 応募書類、予備評価結果を基に評価

B 事業実施部門: 応募書類、予備評価結果、公開プレゼンテーションを踏まえた評価

※いずれも5段階で評価

評価会議

4月21日(土)

採択事業案について評価会議参加者から意見聴取

審査

採択事業を決定

応募団体へ結果通知 (4月下旬)

(採択事業及び不採択事業)

補助金交付説明会 5月23日

参 考 资 料

市民企画事業補助金申請事業評価会議

【参加者名簿】

任期 平成 29 年 11 月～平成 30 年 7 月

氏 名	所 属
座 長 新田目 夏実	拓殖大学 国際学部 教授 国際学科長
副座長 小室 崇司	八王子市町会自治会連合会 副会長 中部地区連合会長
小山 聖奈	明治大学 国際日本学部 学生
白石 育夫	西武信用金庫 八王子支店 執行役員 支店長
土屋 和子	特定非営利活動法人市民サポートセンター日野 理事 事務局長
海老澤 孝一	株式会社ジェイコム八王子 局長
久保 律子	特定非営利活動法人シニアSOHO普及サロン・三鷹 前代表理事

【開催状況】

開催年月日	開催時刻	会 場	内 容
平成 29 年 12 月 9 日 (土)	13:30～ 15:00	八王子駅南口 総合事務所 会議室	<ul style="list-style-type: none"> 座長・副座長の選任 平成 30 年度補助対象事業の募集について 応募事業の評価方法及び日程について
平成 30 年 4 月 14 日 (土)	13:30～ 17:15	クリエイト ホール 視聴覚室	公開プレゼンテーション (B 事業実施部門応募事業のみ)
平成 30 年 4 月 21 日 (土)	13:30～ 17:00	八王子駅南口 総合事務所 会議室	平成 30 年度補助対象事業の 最終選考案についての意見聴取

八王子市市民企画事業補助金交付要綱

(総則)

第1条 この要綱は、市民企画事業補助金について、補助金等の交付の手續等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号。以下「規則」という。）第5条に基づき、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 市民活動団体が自ら企画実施する公益的な事業に要する経費の一部を市が補助することにより、市民の創意による地域の実情に即した公共サービスの充実と市民活動の活性化を図るとともに、市と市民との協働のまちづくりを推進することを目的とする。

(補助の対象となる事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表に定める要件を満たす事業とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表に定めるところにより市の予算の範囲内において決定する。

(補助対象事業の公募)

第5条 市長は、補助対象事業を期間を定めて募集するものとする。

2 市長は、補助対象事業の募集に先立ち、募集要項を定めて公表しなければならない。

3 前項の募集要項には、補助対象事業の審査方法を明記しなければならない。

(補助金の申し込み)

第6条 前条の募集に応じて申し込みをしようとする団体（以下「応募団体」という。）は、次に掲げる応募書類及びその付属資料により行うこととし、前条第2項の募集要項で指定する期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 「市民企画事業補助金交付申込書」(様式1)

(2) 「市民企画事業実施計画書」(様式2)

(3) 「市民企画事業収支計画書」(様式3)

(補助対象事業の選考及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による応募書類の提出を受けた事業について、別に定める審査方法により審査しなければならない。

2 市長は、前項による審査の結果を受けて補助金を交付することが適当であると認められる事業を選考したときは、「市民企画事業補助金交付対象事業選考結果通知書」(様式4)により、速やかに当該応募団体に通知しなければならない。

(補助金交付の申請及び決定)

第8条 前条により補助金交付対象事業として補助金交付予定額の通知を受けた団体は、所定の期日までに、規則第6条の規定による申請を「市民企画事業補助金交付申請書」様式5により行わなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容が前条第1項の審査の際と変わらない（軽微な変更は除く）限りにおいて、速やかに補助金の交付を決定し、申請者に「市民企画

事業補助金交付決定通知書」(様式6)により通知しなければならない。

(交付決定状況の公表)

第9条 市長は、前条第2項により補助金の交付を決定したときは、補助対象事業、補助金の交付を受ける団体(以下「補助団体」という。)の名称及び補助金交付決定額を公表しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、第8条第2項の規定による交付決定の後、速やかに交付する。

(補助対象事業計画の変更等)

第11条 規則第10条の規定による申請については、「市民企画事業補助金交付事業変更・中止申請書」(様式7)によることとする。

2 市長は、前項の規定による承認をしたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

(事業報告)

第12条 規則第12条の規定による報告は、次に掲げる事業報告書類によることとする。

- (1) 「市民企画事業補助金交付事業実績報告書」(様式8)
- (2) 「市民企画事業補助金成果報告書」(様式9)
- (3) 「市民企画事業補助金交付事業収支決算書」(様式10)

(補助金額の確定)

第13条 市長は、前条の規定により事業報告書類の提出を受けたときは、規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定し、「市民企画事業補助金確定通知書」(様式11)により補助団体に通知する。

(事業実績の公表)

第14条 市長は、前条の規定による補助金等の額を確定したときは、補助対象事業の成果について市民に公表するものとする。

2 補助団体は、市が主催する事業報告会や市が発行する事業成果報告書において補助対象事業の成果を発表し、市民からの理解を得られるよう努めるものとする。

(普及広報)

第15条 補助団体は、補助金の交付を受けた事業を実施するときは、ポスター・チラシ等の作成にあたり別に定める基準により表示を行うものとする。

(担当部の指定等)

第16条 市長は、第6条の規定による応募書類の提出を受けたときは、応募された補助対象事業の内容に関係する事務を分掌する部を担当部として指定するものとする。

2 指定された担当部の長は、部内で特に補助対象事業の内容に関連する所管を担当課として定め、市長に報告するものとする。ただし、市長は特に必要があるときは、担当部の指定に合わせ担当課の指定を行うことができるものとする。

3 市長は、第7条に規定する審査、第11条に規定する変更又は中止の承認及び第13条に規定する補助金額の確定を行うにあたり、担当部に意見を求めるものとする。

4 第2項の規定による担当課は、第2条に規定する補助の目的を達成するため、補助団体との

情報交換に努めるものとする。

(事務所管)

第 17 条 この要綱に基づく補助金に関する事務は、市民活動推進部協働推進課において処理する。

(補則)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 5 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 11 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 9 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 8 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 11 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 8 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 9 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 8 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 1 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 12 月 9 日から施行する。

別表（第3条及び第4条関係）

補助対象事業及び補助金の額

応募部門		A 活動支援部門	B 事業実施部門
		既に公益的な活動に取り組んでいるが活動基盤が整っていない団体やこれから公益的な活動に取り組もうとする団体が、自らの活動を広く紹介する事業に要する経費を補助する。 ただし、計画段階の事業費が5万円以上のものとする。	
補助の対象（掲げている要件全てに該当する事業であること）	補助を受ける団体の要件	<ol style="list-style-type: none"> 1 非営利かつ、市民生活における不特定多数の利益に寄与し、自発的に、自主・自立した運営を継続的に行う団体であること。（法人格の有無は問わない。） 2 市内に活動拠点を持っていること。 3 構成員5人以上のグループで、構成員に複数の市民（市内在住・在勤・在学）を含むこと。 4 政治活動及び宗教活動を主たる目的としないこと。 5 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としないこと。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 同左 2 市内に活動拠点を持っていること。又は、市内で活動しており市内に連絡先を確保できること。 3 同左 4 同左 5 同左
	実施する事業の要件	<ol style="list-style-type: none"> 1 公益性が認められること。 2 市内で実施されること。 3 計画から実施まで責任を持って遂行できること。 4 交付決定の属する年度の4月から3月までの間に実施する事業であること。 5 政治活動及び宗教活動を目的としないこと。 6 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としないこと。 7 当該年度において、市、国や地方自治体及びそれらの外郭団体で実施している他の財政的支援を受けていないこと、またその予定がないこと。 8 第5条第2項で定める募集要項の補助対象の要件にあてはまること。 9 上記1～8の要件のほか、法令に違反しないこと。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 同左 2 市内で実施されること又は市民の参加により実施され、地域社会の健全な発展に寄与すること。 3 同左 4 同左 5 同左 6 同左 7 同左 8 同左 9 同左
補助額等	金額	①1件当たり対象事業費の10/10以内 上限10万円	①1件当たり対象事業費の1/2以内 又は100万円のいずれか低い額 ②2回目以降対象事業費の1/3以内 又は前回交付決定額の80%いずれか低い額 ただし、事業の性質上市長が特に認めた場合は①とする。
	交付額の単位	千円単位（千円未満切り捨て）	千円単位（千円未満切り捨て）
備考	同一団体に対する補助金の交付は2回までとする。 ただし、応募の都度、当該年度予算の範囲内で、審査により決定する。		同一事業に対する補助金の交付は、3回までとする。複数年にわたる補助を希望する場合は、初年度応募時あらかじめその旨を事業計画書に明記するものとする。 ただし、2回目、3回目についてもその都度応募し、当該年度予算の範囲内で、審査により決定する。

平成30年度 八王子市市民企画事業補助金 補助対象事業募集要項

1. 趣 旨

市民企画事業補助金は、市内で活動する非営利団体が、地域の課題の解決や、よりよい市民生活の実現のために、自ら企画立案し実施する事業について、市がその経費の一部を補助するものです。

この補助金が有効に活用されるよう、補助対象事業は公募とし、厳正な審査を経て決定します。

なお、本補助金制度につきましては、現在、そのあり方等について整理・検討を行っているところであり、平成31年度交付分以降につきましては、制度が変更になる可能性があります。

2. 応募できる団体

応募できる団体は、次に掲げる要件を **全て** 満たす団体です。

		A 活動支援部門	B 事業実施部門
共通 項目	①	非営利かつ、市民生活における不特定多数の利益に寄与し、自発的に、自主・自立した運営を継続的に 行う団体であること。(法人格の有無は問いません。)	
	②	構成員5人以上のグループで、構成員に複数の市民(市内在住・在勤・在学)を含むこと。	
	③	政治活動及び宗教活動を目的とする団体ではないこと。	
	④	特定の公職者(候補者を含む)または政党を推薦、支持、反対することを目的とする団体ではないこと。	
個別 項目	⑤	市内に活動拠点を持っていること。	市内に活動拠点を持っているか、または市内で活 動しており、市内に連絡責任者を確保できること。

3. 応募対象事業の種類(部門)

補助対象事業は、以下の2部門に分けて募集し、決定します。応募することができるのは **A活動支援部門**、**B事業実施部門**、合わせて**1団体1事業**です。

		A 活動支援部門	B 事業実施部門
内 容		この部門では、既に公益的な活動に取り組んでいるが活動基盤が整っていない団体やこれから公益的な活動に取り組もうとする団体が、 自らの活動を広く紹介する事業に要する経費 を補助します。ただし、計画段階での事業費が 5万円以上 のものとしします。	この部門では、 市民活動団体が自立運営を目標に企画提案する事業や、将来市と協働で実施する事業として企画提案するために試行する事業の実施経費の一部 を補助します。ただし、計画段階での事業費が 10万円以上 のものとしします。
補助金額		①必要な経費の 10分の10 (千円未満切り捨て、上限10万円)	① 必要な経費の 2分の1以内 (千円未満切り捨て、上限100万円) ② 2回目以降は対象事業費の1/3以内または前回交付決定額の80%のいずれか低い額 。ただし、事業の性質上、市長が特に認め た場合は、①とします。
補助回数		同一団体2回まで	同一の事業に対して3回まで

4. 対象となる事業の要件

補助対象事業は、次に掲げる要件を **全て** 満たす必要があります。

		A 活動支援部門	B 事業実施部門
共通 項目	①	市民からのニーズがあり、不特定多数の市民が受益者となるような、公益性が認められる事業内容であること。	
	②	計画から実施まで責任を持って遂行できること。	
	③	平成30年4月から平成31年3月までの間に実施する事業 であること。	
	④	政治活動及び宗教活動を目的としないこと。	
	⑤	特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的としないこと。	
	⑥	上記③の期間において、市、国や他の地方自治体及びそれらの外郭団体（以下「市等」という）で実施している他の財政的支援を受けていないこと。また、その予定がないこと。	
	⑦	市等との共催ではないこと。また、市等を含む実行委員会として実施する事業ではないこと。	
	⑧	上記①～⑦の要件のほか、法令等に違反しないこと。	
個別 項目	⑨	市内で実施すること。	市内で実施されるか、または市民の参加により実施され、地域社会の健全な発展に寄与すること。

5. 補助対象外の経費

補助の対象となる経費は、補助対象事業の実施に必要な経費ですが、**以下のものは補助の対象から除きます。**

(1) 団体の経常的な活動に要する経費

例) 家賃、電話及びインターネット通信料、セミナーや講座、学会等に参加・登録するための会費、事務局に係る経費 など

(2) 団体の構成員の飲食や親睦に要する経費

(3) 不動産及び高額な備品（おおむね20万円以上）の購入費

6. 応募にあたっての事前相談（必須）

応募を検討されている団体は、応募書類を提出する前に、必ず協働推進課までご相談ください。

また、申込手続きや制度の概要等についての説明や、応募しようとしている事業や経費が補助金の対象となるのか、応募書類の書き方などのご相談につきましても、随時受け付けています。

なお、窓口でのご相談を希望される場合は、できるだけ事前にご連絡ください。



7. 応募受付期間

平成30年2月7日(水) ～ 3月6日(火)17:00 必着 （協働推進課まで持参もしくは郵送）

※ 電子データで書類を作成した団体は、データも併せて提出してください。

8. 提出書類

応募にあたっては、下表に掲げる書類を提出していただきます。A 活動支援部門・B 事業実施部門、新規・継続、どちらへの応募でも共通です。書類の作成にあたっては、記入例をよくお読みください。

		書類の名称
様式1		交付申込書 ※代表者の押印が必要です。
	付属資料	これまでの活動実績
様式2		実施計画書
様式3		収支計画書
様式自由		団体の定款・会則
様式自由		団体の会員名簿
様式自由		団体の最新の決算書
様式指定		担当課面接・公開プレゼンテーション 確認書

9. 審査方法

補助対象事業の審査は、事務局（協働推進課）による応募書類の確認、市の担当課及び事務局と応募団体が面接を行う予備評価、市民企画事業補助金申請事業評価会議（参加者は別表のとおり）による評価を基に行います。また、応募団体自ら事業の説明を行う「公開プレゼンテーション（B 事業実施部門のみ）」や、公開プレゼンテーションでの市民からの意見、継続事業については前年度事業の進捗状況などを参考にします。

評価項目は以下のとおりです。評価項目を考慮のうえ、応募書類等へのご記入をお願いします。

(1) 担当課による評価項目

A 活動支援部門		B 事業実施部門	
公益性	活動目的や内容が明確で、広く市民の利益となる公益性が認められるか。また、町会・自治会や住民協議会など地域で活動する他団体と連携し得るもので、地域の課題解決に寄与するものか。	政策 合致性	実施効果が市の目指す方向性と一致しているか。
期待度	将来、独自性や専門性を活かしたサービスの提供が期待できるか。	計画性	事業内容、収支内容、実施体制などが適切か。具体的な効果が望めるか。
		八王子 らしさ	八王子市のまちづくりに寄与するもので積極的に支援できるものか。八王子の歴史、伝統、文化、自然などを活かすものか。

(2) 評価会議による評価項目

次の項目について、**5段階での採点**を行います。ただし、各部門における項目「補助金交付の必要性」については、採点ではなく「あり」、「なし」の判断となります。

A 活動支援部門		B 事業実施部門	
公益性	活動目的や内容が明確で、広く市民の利益となる公益性が認められるか。また、町会・自治会や住民協議会など地域で活動する他団体と連携し得るもので、地域の課題解決に寄与するものか。		
期待度	将来、独自性や専門性を活かしたサービスの提供が期待できるか。	計画性	事業内容、収支内容、実施体制などが適切か、具体的な効果が望めるか。
補助金交付の必要性		ニーズの 高さ	市民のニーズが高いか。
		創意工夫	独自の発想やノウハウ、専門性を持っているか。また、可能性を秘めているか。
		補助金交付の必要性	

(3) 市民企画事業補助金申請事業評価会議 参加者

氏名	所属
座長 新田目 夏実	拓殖大学 国際学部 教授 国際学科長
副座長 小室 崇司	八王子市町会自治会連合会 副会長 中部地区連合会長
小山 聖奈	明治大学 国際日本学部 学生
白石 育夫	西武信用金庫 八王子支店 執行役員 支店長
土屋 和子	特定非営利活動法人市民サポートセンター日野 理事 事務局長
蒲原 正之	株式会社ジェイコム八王子 代表取締役社長
久保 律子	特定非営利活動法人シニア SOHO 普及サロン・三鷹 前代表理事

10. 公開プレゼンテーションの実施

「B 事業実施部門」への応募事業については、審査の一環として、事業内容等について説明していただく公開プレゼンテーションを行います。当日参加した市民（応募団体関係者を除く）から、応募事業について意見を受け付け、審査の参考とします。

【日時】平成30年4月14日(土)

【会場】生涯学習センター(クリエイトホール) 11階 視聴覚室(東町5-6)

※開催時間は、B 事業実施部門への応募件数が確定後決定し、応募団体に通知します。

11. 審査結果の公表

審査の結果は、応募団体に個別に通知するとともに、「広報はちおうじ」、市のホームページなどで公表します。

12. 普及広報・活動の紹介（「はちコミねっと」への登録、情報発信）

本補助金制度を市民の方により広く知っていただくために、補助金交付を受けた団体は、補助事業を行う際にポスターやチラシ等に本補助金交付対象事業である旨を表示していただきます。また、市民活動支援センターで運営している『八王子コミュニティ活動応援サイト「はちコミねっと」』に登録していただき、活動の周知を行っていただきます。詳細は、別紙でご確認ください。

13. NPOパワーアップ講座の受講

公益的な活動を継続していくために、団体の自立化・活性化を目的に団体運営の実務を学ぶ「NPOパワーアップ講座」を、市民活動支援センターにおいて開催します。本補助金へ応募を予定している団体は、積極的に受講くださるようお願いいたします。詳細は、別紙でご確認ください。

14. 事業成果の公表

補助金交付を受けた団体には、**補助事業終了後、実績報告書類を提出していただきます。**また、**事業の成果を市民に公開で発表する成果報告会に参加していただきます。**

お問い合わせ・応募書類等の提出先 八王子市 市民活動推進部 協働推進課

〒192-8501 八王子市元本郷町3丁目24番1号 (八王子市役所本庁舎7階)

【電話】042-620-7401

【FAX】042-626-0253

【Eメールアドレス】b050700@city.hachioji.tokyo.jp

【ホームページURL】<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/shimin/001/003/index.html>

(こちらから応募様式のダウンロードができます。また、過去に補助を受けた事業等をご覧いただけます。)



八王子市市民企画事業補助金申請事業評価会議開催要綱

(趣旨)

第1条 市民企画事業補助金交付要綱に基づき、市民活動団体から補助の申請があった事業(以下「申請事業」という。)について、適正かつ客観的に評価するため、市民企画事業補助金申請事業評価会議(以下「会議」という。)を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 会議において意見等を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 八王子市市民企画事業補助金(以下「補助金」という。)の申請事業の評価に関する事項。
- (2) 補助金の執行、運営に関し必要な事項。

(参加者)

第3条 会議は、参加者7名以内をもって構成する。

2 市長は、次に掲げる者のうちから、会議への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 町会・自治会の関係者
- (3) その他市長が必要と認めた者

(座長)

第4条 会議に座長及び座長代理を置き、互選によりこれを定める。

2 座長は、会議を進行し総括する。

3 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときはその職務を代行する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じ市長が招集する。

(会議への参加の期間)

第6条 会議への参加を依頼する期間は、最初の依頼から一年間とする。ただし、参加者が欠けた場合における後任者の参加の期間は、前任者の残りの期間とする。

(意見の聴取等)

第7条 市長は、申請事業の評価のため必要があると認めたときは、参加者以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、市民活動推進部協働推進課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

参考：平成30年度 市民企画事業補助金 事業担当課一覧

区分	受付番号	事業名	団体名	担当課		
A 活動支援部門	新 1	外国人の支援・交流事業	NPO法人 八王子国際交流センター	多文化共生 推進課		
	新 3	一緒に遊ぼう！一緒に創ろう！ みはらしプレーパーク@八王子	みはらしプレーパークの会	児童青少年 課	生涯学習政 策課	公園課
	新 6	八王子の歴史紙芝居制作事業	八王子市郷土資料館 ガイドボランティア 紙芝居 会	文化財課	指導課	
	② 1	難病を元気にする！！(難病カフェ ラ・フェルマータ)	特定非営利活動法人 難病ネットワーク	保健対策課		
B 事業実施部門	新 3	地域食堂の立ち上げ	団地応援隊	高齢者いき いき課	高齢者福祉 課	子どものしあ わせ課
	新 4	自助具製作・普及による肢体不自由 者・高齢者の自立促進活動の活性化	八王子自助具工房フレ ンズ	障害者福祉 課	教育支援課	
	新 6	みんなのハロウィン(街を知り商店と 繋がれる周遊型イベント)	みんなのハロウィン実行委 員会	子どものしあ わせ課	中心市街地 政策課	産業政策課
	新 7	高齢者のための八王子ニュータウン 地域住民主体のノルディックウオー キング介護予防事業	特定非営利活動法人 ヒューマンサポートネット	高齢者いき いき課	東浅川保健 福祉センター	
	新 9	地域の自然資源を活かした里山体 験教室事業	特定非営利活動法人 小津倶楽部	協働推進課	土地利用計 画課	
	② 1	八王子市 犬猫殺処分ゼロミッション 保護活動事業	「津久井・橋本・八王子」 犬猫の会	生活衛生課		
	② 2	説経節研究 十代目薩摩若太夫 CD集の刊行	説経節の会	文化財課		
	③ 1	HACHIDORI ~HACHIOJI ROCK DREAM	HACHIDORIフェスティバル 実行委員会	観光課	学園都市文 化課	中心市街地 政策課

平成30年6月発行

八王子市 市民活動推進部 協働推進課

〒192-8501

八王子市元本郷町三丁目24番1号

電話：042-620-7401（直通） FAX：042-626-0253

E-Mail：b050700@city.hachioji.tokyo.jp

市ホームページ（市民企画事業補助金）：

<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/shimin/001/003/index.html>